星界想遊記



1. 冊数

1冊

2. サイズ (タテ×ヨコ)

 181×120 mm

3. ページ

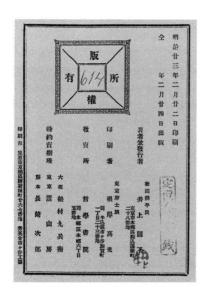
総数:111

口絵: 1

題言: 2

目次:〔1〕

本文:107



星 R 我 本 於 想遊 第 自 往 日 記 回 N CA 8 共 和 1 界 は た餘 京化 聖堂 瞯 を を 治送 去 主 四 9 吟 量 十 遠 時の 年 上 山 其 間 N 1 著 51 像は 邑 集 子即に

(巻頭)

4. 刊行年月日

初版:明治23年2月24日

5. 表記

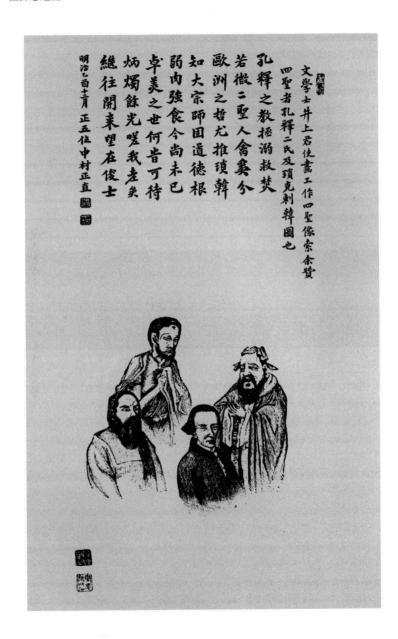
漢字仮名交じり文

6. 句読点

なし

7. 発行所

哲学書院



欣然意会

文学士井上君使画工作四聖像索余賛

孔釈之教拯溺救焚 四聖者孔釈二氏及瑣克刺韓図也

欧洲之哲尤推瑣韓

若微二聖人禽奚分

知大宗師固道徳根

弱肉強食今尚不已

炳燭余光嗟我老矣 卓美之世何時可待

正五位中村正直

明治乙酉十二月

継往開来望在俊士

印 印

(文学士井上君、画工に依頼して四聖の像を作らせ、余に賛をもとめらる。

四聖なるものは孔子、釈迦の二氏およびソクラテスとカントである。)

(孔子と釈迦の教えは人々を溺れたり焚かれたりする境地より救う。

あおがれる師匠はもとより道徳の根本を知っている。

ヨーロッパの哲学者でもっとも推戴に価するのはソクラテスとカントである。

もしこの二聖人がおられなかったならば、人類と鳥類のごとき動物とどのように区別しようか。

すぐれた美しい世はいったいいつまで待つべきなのであろう。 しかし、弱肉強食のありようは今もなおやむことなく、

かがやくともしびのあまりの光にわが老いたるをなげき、

過去を引き継ぎ未来を開く望みは才知すぐれた人にあるのである。)

題

言

クラテス、近世哲学にてカントこれなり。 四聖の夢中に現ぜしは、 ては、空想にあらずして実際的の論なり。 もとよりこれを学理に照らし実際に徴して考うべきものにあらずといえども、その末段、 しめ、哲学祭を設けしことあり。 本書は余が豆州修善寺温泉入浴中、青州楼客舎にありて、一夕夢中に現出したる空想を叙述せるものなれば、 余が明治十八年、古今東西の哲学者中より四人の聖賢を選定して、 その四人とは、シナ哲学にて孔子、インド哲学にて釈迦、ギリシア哲学にてソ その論、 あるいは世の空想を抱くものを戒むるに足るべし。しかして 四聖との問答にいたり その図を画工に作ら

が夢中の想像は、 を第二位に置くは、全くこの順序による。しかして余が夢中の問答もまた、この順序による。 これを年代の順序に考えて、釈迦、 四聖の肖像よりきたりしを。ゆえに、その図を巻首に掲げて、読者の参考に供すという。 孔子、 ソクラテス、 カントと次第せり。 図中、 釈迦を第一位に置き、 果たして知る、余 孔子

明治二十三年一月

著者 しるす

第一回 共和界に遊ぶ

り、 高く飛び軽く揚がり、 て衣を換え、 十一時に達せんとす。 量 翌朝はすなわち、我人の数年来渇望したる明治二十三年なり。 一の思想心頭に集まり、 想像子、一日飄然として京華を去り、遠く山間の僻邑に遊ぶ。たまたま客舎にありて余夕を送らんとす。 鳥獣草木ありて、 座して炉に対し暫時黙思するに、 その形状あたかもわが地球に異ならず。けだし、これみな星界なり。 瞬時にして遠く蒼々茫々たる天界の中に遊ぶ。いたるところ国土あり、 四隣寂寥として、ただ渓流の潺湲たるを聴くのみ。ときに想像子寝に就かんと欲し、立ち 感慨おのずから禁ずるあたわず。 たちまち精神恍惚として夢中に彷徨するを覚ゆ。 独座沈吟、時ようやく移り、夜ようやく深く、まさに 想像子、ここにおいて往を思い来を卜するに、無 山川あり、人民あ すでにして心思 その

人情にいたりては、大いにその趣を異にして、全く一種の別天地なること、一目して知るべし。 まず想像子の最初に遊びし所は、 山河の形勢、 鳥獣の種類はたいてい わが国土と同一なるも、 社会万般の風俗

家に住し、女子もまた一人にして一家に住す。もし、一人にして一家に住する資産なき者は、男女合宿所あり 別なく、 国にして、 の風習によるに、 今、その風俗の異なる要点を挙ぐれば、男に一定の妻なく、女に一定の夫なきことこれなり。 ただ一時 同等同権の主義進みてこの極に達せしなりという。これをもって、男女の間に結婚の礼なく、 女子は男子の共有物にして、男子もまた女子の共有物なるがごとく、純然たる男女共和 の結婚、 一夜の夫婦あるのみ。 ゆえにその国の風、 男女おのおの別居し、男子は一人にして一 けだし、この国 夫婦 独立 0 0

自利自愛の情あるは、

その子孫あるによる。

もしその子孫なきときは、身死して後に存するものは社会のみ。

も女にても、 て、 おのおのその中に一室をかりて眠食す。 室には必ず一人を限りとする規則あることこれなり。 あたかもわが国土の下宿屋のごとし。 ただその小異あるは、 男にて

学、中学の設置あらざるはなし。 独の身となり、終身その父母のだれなるを知らず。これ、実に異風の社会というべし。 見るを許さず。 は するために設立するものなり。故をもって、産婦分身すればただちにその子を育児院に入れて養育し、 を入るるために、ことさらに設立するものなり。 その年齢二十歳より五十歳に至るものあれば、 てこれを成人と称し、 すれば、 四週ない されば、 男女の別なくみな育児院を去りて小学に入り、小学を去りて中学に入り、その課程をおうれば、 女子もし故ありて懐妊するときは、必ず産院に入りて分身するを要す。 し五週間の期限を経れば必ずその家に帰り、旧のごとく職業に就き、決して育児院に至りてその子を ゆえに女子、子を産すれば、その当日より両人の間に全く親子の縁を絶ち、子は生まれながら孤 社会に出でて一分の職業に就く者とす。故をもって、一町一村ごとに産院、 しかして、その経費はみな国民の租税より支出するものにして、 男女を論ぜず人頭に応じてこの税を賦課する規則なりとい 産院の傍らには必ず育児院あり。これまた政府が、 産院はその国の政府にて産婦 かくして子ようやく成長 政府は国民中 育児院、 乳児を養育 産婦自身 はじめ 小

その職を守りその産を作ることをせんや」と。一人ありて答えて曰く、「人、もし子孫、家族の繫累なきときは、 属あるによる。 はじめて自利自愛の私情を脱して、社会公衆のためにその力を尽くさんとするに至るべし。 想像子これを聞きて、 もしその子孫なく、 問いを起こして曰く、「人の刻苦勉励して職業を守り資産を作るは、 夫婦なく、 父母なく、兄弟なく、人生一人一代を限りとするときは、 なんとなれば、 全くその子孫、

社

会はまことに己の父母なり、夫婦なり、兄弟なり、子孫なり。これを愛しこれを思う情、 あたかもその子孫を愛

するがごとき卑屈心を生ずるものなり。 必ずその名を愛し、その名を愛する念あるときは、必ず孜々としてその業をつとめ、汲々としてその身を立てん えて曰く、「たとい人に子孫、遺族なきも、死後の名誉あるをもって、人いやしくも自身を愛する情あるときは、 とするものなり。もし、 し、死後に遺族なきときは、 より起こるものにして、子孫を思うの情を離れて、あに公衆を思う情あらんや。かつ、人もし一生一代を限りと する情と異ならざるべし。ここにおいて、はじめて人みな公益を計り、正道を守るに至るなり。」 想像子なお疑いありて、問いて曰く、「人に公益を計る情あるは、その子孫のために家名を興さんとする一念 これに反して人に子孫あるときは、かえって独立進取の気風を減じて、子孫の上に依頼 おのおの自暴自棄して、かえって終身一己の快楽のみを計るに至るべし」と。 ゆえに、人をしてその職業を守り功名を全うせしめんと欲せば、 子孫、

想像子曰く、「人生一代を限るときは、その名のために功業を立つることあるも、資産を作る必要なきがごと 資産を作るの念一層切なるものなり。かつそれ、この国には自然に人を奨励して財産を作らしむる方法あ まずその一、二を挙ぐれば、この国の政府は社会公衆の代表者にして、国民の父母なり、兄弟なり、 いかん。」曰く、「しからず。人に子孫、親属あるときは、その下に依頼することを得といえども、 国民の死するときには、 老年に至り一身を養う資産は、自らこれをその強壮の日に作りおかざるを得ざるをもっ その葬祭ことごとく政府の手にて執行するなり。 例えばここに一人の死者

政府はその人の所有物を調査し、何百何十円の財産と算定し、その高に応じて葬祭の取り扱いを異

家族の縁を絶たしむるにしかず」と。

想像子曰く、

「その近世とは幾年前なるや。」曰く、「十二万五千年以前なり。」想像子驚きて曰く、「しからば、

にす。 てその財産はすべて政府の所有に帰し、政府はこれをその収入の中に加えて、 身とともに湮滅すべし。 しめずして、 あるいは小学、 もし無財産なるときは、 あるいは公園にその像を安置し、 かえって策励の功あり」と。 中学の経費に充つる等、 もし幾円以上の財産あらば、 その死体を水中に投じ、 市街にその廟を建設する等、 またその規則あるをもって、決して人をして財産を作るの念を絶た 何格の葬儀を行い、 葬式を行わず墓所を設けざる規則なれば、 みなおのおの一定の制規あり。 なんらの墓所を設け、 あるいは産院、 育児院の経費に充 幾万円以上の財 その名はその しかし

立して存し、これを統合する政府なかりしをもって、 その功にむくゆるや。」曰く、「兵役の問いについては、この国の歴史を略述せざるを得ず。 変して共和政体となり、 に近世の初年、 る方法を設くるなり。さて、これより国史の大要を述ぶべし。そもそもこの国は、上古より中古の末まで列国対 き場合においては、 に至るまで天下無事平穏なりしをもって兵備久しく廃し、兵役等のことは、その名目すら今代の人は知らざるも 「かつ、 想像子さらに問いて曰く、「もし兵役に従事して忠死し、一銭の余産を残さざるもののごときは、 かくのごとき勲労家は政府中に歴代の記録ありて、これにその姓名および功労を記入して、 列国連合して一大国を組成するに至れり。この連合以前は各国みな君主政体なりしも、 勲労に報酬すべき一定の規則あるをもって、これをその人の財産として算するなり」と。 万事みな共和の主義にもとづきて政治を施すに至り、 戦乱一日もやまざりしが、その後小国次第に滅亡し、 列国間の争乱一時に鎮定し、今日 ただし、 後世に伝う かくのごと V かにして つい

この国の開闢は幾年前なりしや。」曰く、「百八十九万六千七百年前なり。」

れり。 有財産に復するに至れり。 風俗を廃して、 開国以来のことなるか。」曰く、「いな。近世共和政体に一変してより、百般の制度、風俗みな共和主義をもって てんと欲するときは、互いに孤立別居せざるべからず。孤立別居にして、はじめて同等同権の主義を全うするこ 由共和なれば、 組織するに至り、 て女の姓に変ずるか、二者中の一におらざるべからず。しかるに、 想像子大いに驚き、言わんと欲するところを知らず、しばらくありて曰く、「この国に一定の夫婦なき風習は、 しかるにまた、財産共有なれば夫婦もまた共有ならざるべからざるの説世間に行われ、 もし男女の間に婚嫁夫婦の関係を生ずるときは、女その家を去りて男の家に帰するか、男その名を失い 財産共有は人をして遊惰自暴に陥らしむる弊あるを見、 男女別居の制度を立つるに至れり。けだし、共和主義と男女別居とは相伴うものにして、 故をもって共和政体の下に、財産共有と男女別居の両制度を組織するに至れり。しかるに、その 同等同権ならざるべからず、男女同等同権なれば、 その極み、 ひとり男女別居はただにその弊なきのみならず、かえって便益あることを実験し、 私有財産は共和の主義に反するの説起こり、ついに財産共有の法律を制定するに至 もし男女おのおのその名を存し、 たちまちこれに反対する説起こり、 おのおの別居独立ならざるべからず。 ついに結婚同 その家を立 自然に私 なんと 万民自 居の

会をおもい国家を愛する心情、 に業務に従事することを得る利便あり。 想像子曰く、「その便益とはいかなる点をいうや。」曰く、「第一に、父母妻子の繋累なきをもって、 自然に発達する益あり。 第二に、 子孫を養育する義務なきをもって、 第三に、眷属親戚の上に依頼する念なくして、 利己の私心次第に減じ、社 あくまで 自 I由適意

日に至りてなおその制度を用うるなり。」

生の間に功名を成さんとする進取の気風増長する益あり。ゆえに、ひとたびこの制度を用いしより以来、 国勢

日に月に振興し、今日の隆運を見るに至れり。」

固くその命令を守るべき義務を有するをもって、その法律はかえって厳にしてかつ煩なる方なり。」 曰く、「この国は政府をもって社会を代表するものとし、これを我人の父母とし、 ところにして、余輩も全く賛成の意なきにあらず。ただ、余が聞かんと欲する点は、政府の法律いかんにあり。」 がごときは、余輩なお信じ難しといえども、共和独立主義の行わるるがごときは、 想像子曰く、「余、 いまだかくのごとき社会の宇宙内に存するを知らざりしをもって、その男女別居の益ある また我人の子孫とし、 わが地球上にもその例を見る 我人は

政府もなく法律もなき純然たる自由国に遊ばんことを望みしが、今この国のごとき純然たる共和国なりという 想像子これを聞きて曰く、「余は久しく政府および法律ある社会に住し、その身の自由ならざるを慨し、 なお政府の圧制を免るることあたわず。これ、 余が永住すべき地にあらず。 むしろここを去りて、 政府なき 常に

第二回 商法界に遊ぶ

[に遊ばん。]

子、 すでにして想像子、また空想の羽翼を張り、翩々としてほかの星界の中に遊ぶ。その天候、 まず村落を経過して市街に入る。街上、車馬の来往織るがごとく、 わが国土に異なるを覚えずといえども、その村落、市街の景況をみるに、 人民の奔走狂するがごとく、 また別社会の現象を呈す。 地勢、 商業貿易の 鳥獣、 想像

盛んなる実況は一目して知るべし。しかして路傍往々、一老人の高机に対して人を待つがごとき状あるを見る。

その状、 あたかもわが市中の売ト者に似たり。

罰の法なく、人民みな純然たる共和独立にして、自裁自治の風習あり。ゆえに、一家の法律は一家これを作り、 体なし、あに統御の法あらんや。」また問う、「しからばこの国は、 た争うべからざる事実とし、再びトするを許さず。ゆえに、これをもって裁判の始めとし、また終わりとす。」 る節は一同ここに至り、おのおの決運器(わが社会の卜筮のごとし)を探りてこれを決す。 判然せざることありて紛議を生ずるときは、これを決する法ただ一つあり。」「その一つとはなんぞや。」曰く、 ざるべからず。そもそもこの国は政府なく法律なく租税なく、君臣上下の別なく、 あることなきや。」曰く、「あり。私有の土地あり、私有の家屋あり。」あえて問う、「もし、その財産 らんや。」また問う、「しからばこの国にては、 一人の法律は一人これを作り、毫も他人のその間に立ちて干渉することあらず。もし人と人との間に分界制限の 運を天に決することこれなり。その法、各町村もしくは各郡に一、二箇所の決運館ありて、 想像子その一人に遇いて、まずこの国の政体のいかんを問うに、彼曰く、「この国には政府なし、 問いを起こして曰く、「決運館の費用はいかにして支弁するや。これを租税のごとく人民に課賦する いかにしてこれを裁決するや。」曰く、「その方法を示さんと欲せば、まず社会の組織を略言せ いかなる方法によりて人民を統御するや。」曰く、「この国には政 万事万物みな共同共有にして、 国会議員の設けなく、 ひとたび決すればま 人民中争論を生ず 私有の財 あに政体あ の間 裁判賞 に争論

争いを決するものより一定の手数料を取りて支弁するなり。そのほか都会輻湊の地には、

「決運館は商法主義によりて設立するものなれば、

その費用のごときは、

所有者がここに来たりて、

決運館派出所を設け

て、 なく法律なきと同時に、 これみな商法の組織によるものにして、 金額を払うを要し、 争いを決する人の便を計ることあり。 その額はこれを折半し、 租税なく郡費、 町村費等一切なきことを知らざるべからず。」 決してその費用を他人に課賦する等のことあらず。 余はその派出員の一人にして、ここに来たりて運を探るものは 一つは本館の収納とし、 一つは派出員の所得とするなり。 子は、 この 国に政 えに、

間に し万一かくのごとき徒ある節は、人の依頼に応じてこれを探偵し、これを捕縛するの商法会社ありて、 0 んとなれば、 もこれに相当の金を払わば、 に立つこと難し。 利害損益を識量し、一時の小利小欲に着目せざるをもって、悪徒自然に減じて、道徳自然に起こるによる。 また問う、 今後この勢い 十年に一 ありし 由なれども、 「盗賊、 この国は商法国にして、人々の間に信用を重んずる風習ありて、 回くらいのものなり。そのほか小盗小賊の類は、 に乗じて進むときは、 ゆえに、 凶徒の類はいかにして処分するや。」曰く、「これらの徒、上古より中世まではときどき世 近世に至りてはほとんど皆無というも可なり。これ、 人の世間に信用を失うを恐るること、 その依頼に応ずるなり。 早晩罪人のあとを全国に絶つに至るべし。」 しかれども、 これを新聞上に掲示するをもって足れりとす。 刑罰よりはなはだし。 かくのごとき場合は、 人ひとたび信用を失えば、 世の進歩に従い、 かつ従来の経験による 一村中にて五 人みな永遠間 だれにて 再び世

<u>り</u>。 罪人、 なり。」彼曰く、「あえて驚くなかれ。 想像子これを聞きて、驚きて曰く、「貴国は実に極楽世界なり。 彼曰く、「貴国の開闢は何年前にあるや。」曰く、「開闢の年代、 悪徒ただ日を追いて加わるのみ。これを貴国に比するに、 子の国にはい かなる政体を有するや。」曰く、「君主政体あり、 いまだ地獄世界たるを免れず。 わが国土のごときは政治密に法律 国々の歴史によりて異説ありて一 実に赤面 共和 定し難し 政

り。これを貴族政体という。その後、 かず。 ついに富豪者中の最も富豪なるもの、一人にして全権を掌握するに至れり。これ、第二回の君主政体の起こりし まにするに至れり。これまた一種の貴族政体なり。 覆して共和政体を組織するに至れり。 うやく門閥を張り、その威権次第に君主を蔑視するに至り、ついにこれを廃して功臣の間に政権をとるに至れ 今日用うるところの無政体となりしなり。無政体以前は、いかなる政体に改むるも戦乱相続き国家多事なりし 君主政体となり、五変してまた貴族、六変して共和、七変してまたまた貴族、八変して君主、九変してはじめて わが国は開闢以来、およそ三百万年を経たりと称す。 の事情に際会して同一 えんなり。 ますますその勢いを得、 彼曰く、「これ、いまだ経歴の足らざるのみ。もし、これをわが国の歴史に比すれば、 ひとたび無政体に変じてより今日に至るまで数十万歳の久しき、いまだかつて一日も戦乱のことありしを聞 そもそも上古君主政体のときにありては、 中古一変して貴族政体となり、 その後数回の騒乱革命ありて、政体また変じて前回のごとく貴族となり共和となり君主となり、 の政体を反復するのみなりき。ここにおいて、 自然に貧富の間に上下の階級を生ずるに至り、 政権次第に人民に移り、民権ようやく世間に起こり、ついに功臣政府を転 しかるにその後数世を経て、貧しきものようやくその権を失い、 再変して共和政体となり、三変してまた貴族政体となり、 一時君主特権をもっぱらにし擅制を極めたるも、 その政体また変じて、 史上に伝うるところによるに、 一大新論の民間に起こるありて曰 政権次第に多数より少数の手に移り、 ついに富豪者相合して政権をほしいま 建国以後久しく君主政体な 実に幼稚の時代なり。 その後功臣 四変してまた 富めるも 百

なんぞ必ずしも君主、

貴族、共和の三種に限らんや。かつ、このうちいずれの政体を用うるも、国家

通の政体の国会のごときものなり。ゆえに、その組織は一種の政府のごとく、

大決運庁は大政府のごときものなりき。

ただ政府の組織に異なるは、

君主なく、

大統

小決運庁は戸長役場のごとく、

決運庁は地方庁のごとく、

なり。 すなわち、まず政府そのものを廃し、法律そのものを廃し、天命天運をもって社会の政府、法律とすることこれ 最も簡便にして費用を要せず、時日を費やす役員を用いず、なにびとにても平易に実行し得べき方法をとるこ に達するあたわざる以上は、 なる政体を用うるも、 の平穏を保つことあたわざる以上は、 れびとにても平易に実行することを得て、 しかして多数の論 して最も天理に合したるものというも、 あに必要ならずや。 かくのごとく定むるときは、第一に費用を要せず、第二に時日を要せず、第三に役員を要せず、 果たして正理なるや。 到底達し得べきものにあらざること明らかなり。すでにしかるゆえんを知らば、 そもそも、 むしろ速やかにこれを廃して、 この国にて従来用いきたれる政体の一つは国安を保つあたわず、 政治の目的に反するにあらずや。 その政体の長ずるところは、ただ多数の論をとるというにほ 社会の実業、 正理はすべて少数中に存するにあらずや。 商法必ず大いに興り、 最も簡便平易の方法を用うるにしかず。 かつ共和政体のごときは、 富国の目的速やかに達することを もししからば、 世間 正 その方法は 第四にだ つは正 理 ならず。 一般に評 は 11 か

に決運官あり決運会あり。 初代にありては からざるものは天運に任せ、これを決することとなれり。これ、 の説ついに世論となり、 なお多少政府のごとき性質を有し、 その大決運会のごときは、 たちまち一大革命を起こして政府を廃し法律を廃し、 一国の大事に関する要件を決するものにして、 一町一村に小決運庁あり、 今日決運組織の起こりし原因なり。 争論紛議の道理によりて弁ず 国に大決運庁ありて、 あたかも普 この組織

組織するところとなり、今日に至りては全く政府の性質を有せざるものなり。」 領なく、官職なく、租税なきこれのみ。これ近世初代の事情なりしが、その後次第に変遷して商法主義によりて

争論の起こりたるときはいかん。」曰く、「この世界にては、古代より中世に至るまでの間は数国対立し、 日にては全く内国外国の区別なきに至れり。けだし、国に内外の別あるは、大いに商法貿易上に妨害を与うるも 民はおのおの独立共和、自治自裁の風習なれば、一国全体の問題の起こることなし。」「しかれども、 12 問題もときどき起こりたることあれども、 簡便なるを賛成し、各国とも一時に大革命ありて政府を廃し法律を廃し、 あらず。 想像子問いて曰く、「今日にありては諸方に決運館あるも、 商法盛んなれば自然の勢い、 ゆえに、 もし一国全体の興廃に関して大問題起こるときは、いかにして決するや。」曰く、「今日の人 諸国共同せざるを得ざるに至るなり。」 この国においてひとたび政体を廃してより、 これ各地独立の決運館にして、 その後諸国共和して一国となり、今 四隣の諸邦みなその法 一国総合の決運館 もし国際に 三国上

のは、 天に任せて平穏に日を送るに至るべし。 社会には、 論紛乱の益なきを知り、 わざるべからず。」彼曰く、「内乱紛擾の起こるは、人民の経験のいまだ足らざるによる。 五百年に相当せり。」想像子驚きて曰く、「この久しき歳月の間、よく国家無事に経過したるや、実に不思議とい また問 社会一般の風俗となり習慣となりて、永くその平穏を保持することを得るものなり。今、貴国のごときは いて曰く、「この決運法実施してより、今日まで幾年を経たるや。」曰く、 なんぞ争論紛擾に時日を費やすいとまあらんや。 互いに共和を求むるに至るものなり。 かくして年月を経るに従い、そのひとたび経験して知りたるところのも ゆえに、これを自然の勢いに任するも、 かつ、 この国のごとく一刻千金を争う商業繁昌の 「昨年まさしく三十五万二千 もし経験に富まば、 人みな運を 争

経験を積まば、 その年月浅くして経験に乏しきをもって、 必ずこの国のごとく無政体となるべし。」 権利、 財産等の争論やまざることなれども、今より少なくも百万年の

風習を見るの日あるべし。 0 簡略に過ぎて人情に反するがごとし。」彼曰く、「あるいはしからん。しかれども世の進歩の極み、ここに至るも 事の世界となり、 るや。」曰く、「全くこれらの儀式なし。ただし、中世までは多少の儀式ありしも、 り、これを書籍に編じて広く世間に発売するなり。人名調べ、逃亡調べ、盗賊探偵、罪人捕縛等は、みなこの社 にも通知することなく、ただ埋葬せしのち新聞に広告するのみ。」想像子曰く、「その儀式にいたりては、 にて相応の金を取りて人の依頼に応ずるなり。」あえて問う、「産婚葬祭等は、 に商法主義の会社ありて、毎年もしくは二、三年に一回、各町村についてこれを調査し、 想像子曰く、 死したるものは再び帰る望みなければ葬祭を営むの無益なるを知りて、またこれを廃せり。ゆえに、 貴国もこれより数百万年を経過して、実業大いに興り商法大いに盛んなるに至らば、必ずこれと同一の 「政府なきときは、 海辺なればその体を水中に投じ、 虚礼を去りて実業を重んずる社会となり、ことさらに産婚を祝するの無益なるを知りてこれを いかなる法によりて全国中の戸籍人口を調査するや。」曰く、 山畔なれば地中に埋め、 棺槨を作らず墓所を設けず、 この国にてはいかなる儀式を用う 世の進むに従い、 諸郡を合して統計を作 「戸籍調 日に月に多 親戚朋友 あまり 人の は別

その社会の礼節、 を去りて君子国に遊ばん」と。 想像子曰く、「余、 風習にいたりては、人情を去ること遠し。これ、 政府なき国に遊ばんことを望むや久し。 すなわち、 別れを告げて去る。 今その国に遊ぶ。これ、 余が永住すべき地にあらず。願わくは、ここ 余が幸いなりといえども、

第三回 女子界に遊ぶ

う。 郷国に似たるところあり。街上、一男子の車をひきて物を売るを見、これを呼びて、この地の政治、 想像子、さらに想車を雲路の上に飛ばせ、一走してほかの星界の中に入る。山川村落の風景、また大いにわが 彼曰く、「行きて女尊子に聞け。」また、一人の男子負荷して路傍にいこうを見、これに向かいて、 この地の 風俗を問

国風、

政体を問う。彼もまた曰く、「行きて女尊子に聞け。」

あり。 て曰く、「官吏、教員は男子に限るか。」曰く、「教員には女子を用うることあるも、官吏は男子に限る。」 り教員となり、あるいは商人となり技師となり、女子は紡績、裁縫等の手工あり。」婦人、大いに怪しむ色あり や。」曰く、「余は地球圏より来たる。」「子の国にはいかなる政体を有するや。」曰く、「君主政体あり、 して店頭に座するを見る。ただちに進みて、この地の政体、国風を問う。婦人曰く、「子はいずれより来たる 想像子、女尊子のなんたるを知らざるをもって、やや惑う。すでにして一商店の前に至れば、婦人、 君主政体中に君主専治あり、君民共治あり。」「男女の職業はいかん。」曰く、「男子は、あるいは官吏とな 帳簿を擁 共和政体

揮し、一国の政権は全く女子の特有するところなり。そのほか諸校の教員、医師、会社の事務員、戸主、戸長に これに反して、 は製産、工業等、 婦人曰く、「奇なるかな、その風わが国と全く相反す。 女子は一般に学問に明らかにして事理に通達し、才あり能あり、男子の上に立ちてよくこれを指 筋力を要する事業に就く。ゆえに、 男子は一般に無学無知にして、世情に通ぜざるもの多し。 わが国にては官吏、教員は女子に限る。しかして男子

たるまで、 またみな女子に限る。ただ政府にて男子を用うるは、兵卒、 巡査、小使、 給仕等のみ。

兵卒、巡査の長官はまた女子なり。」

ず、一代をもって限りとす。そもそもこの国の君主は一般に尊上と称す。これ、この国の風習大いに女子を尊崇 序に従いてその椅子におらしむ。 挙会を開き、その会には親官の位にあるものことごとく列席し、その列席員中より一名を選挙して、 とく反対に出でんとは。余、 遠官の叙任は近官の認定によるものなり。」 がしむるを通規とす。 万人あり(わが勅任、 して、これを呼ぶに『尊』の字を加え、 想像子これを聞きて曰く、 五十名あり、 その長を総老という(わが総理大臣に当たる)。老官の下に親官五百名、近官一万人、 もし、 奏任、 「国異なれば風異なるは自然の理なりといえども、 尊上逝去するときは、 判任に当たる)。まず老官を選定する法は、老官中に欠員ある節、 願わくはその政体を聞かん。」曰く、「政体は君主政治なれども、 そのほか、 女尊もしくは女尊子というによる。 親官の叙任は尊上の特命により、 総老その位をふみ、 総老欠くるときは、 尊上の下に老官 近官の叙任は老官の指命により、 想わざりき、 老官中より就職の その風 君主は世襲にあら (わが大臣 廟堂において選 のか その職 遠官十 くのご 順

五十七年なり。この建国以前は天下唯一帝国あるのみにして、 「この国は建国以来、 君主政治にして、 想像子問いて曰く、「この組織は古来より伝わるものなるか。」曰く、「古来より多少の変更ありしも、 官吏に女子を限ることは建国以来の国風なり。」また問う、「建国は幾年前になるや。」 年を経ること日なお浅くして、当代の尊上は初代より四千三百二十六代目、 一尊上ありて全土を統轄せしが、 五百万年を経 年歷五万九百 曰く、 政体は

その帝国は分裂して種々の王国を形成し、現今に至りて小国を合すれば五百二十余国あり。

みな独立の君主国に

には歴史なきか。」曰く、「考証となるべき歴史なきも、古来の伝説によるに、その前に諸列国並立せるときあ して、女子政権を執る。そのいまだ分かれざる一帝国のときも、女子政権を執れり。」また問う、「その帝国の前 その時代には男子政権を執れりという。およそ歴史上定むるところによるに、帝国以前は野蛮時代と称し、

歴等、つまびらかに知るべからず。」 権の世を野蛮とし、女子執権の世を文明とし、今日の歴史面には野蛮時代の記事を除き去るをもって、政体、年

腕力競争世に行われしも、

帝国以後一変して文明時代となり、

道理競争世に行わるるに至れり。

ゆえに、

男子執

延と称し、一方長を一面と称し、一方引を一平と称し、一方延を一積と称す。ゆえに千五百万積は、 面 八十五億人、 のおよそ十倍なり。 けだし、この国の尺法、人の平均身長をもって本位と定め、これを一長と称し、百長を一引と称し、百引を一 また問う、「当時分立せる五百有余の諸王国を合するときは人口および地積いくばくなるや。」曰く、「人口百 地積千五百万積にして、そのうちわが王国に属する人口八億二千万人、地積七百二十五万積なり。」 わが地球全

らず。あえて問う、人民の年寿平均なにほどなるや。」曰く、「平均百五十年と二百年の間なり。古代は人寿五百 想像子驚きて曰く、「年歴といい地積といい人口といい、実に久遠広大夥多にして、わが国土と同日の比にあ 世を経るに従い漸々短縮して、今日は長寿といえども二百年の上に出でず。」

るの疑いなきあたわず。」かの婦人曰く、「われは、貴国の男女はいかなる体性を天然に具するかを知らざるも、 男子下流にありてこれが使役に服するがごとき風習は、余が意に適せざるのみならず、天理に齟齬するところあ 想像子曰く、「国土の大にして年寿の長きは余が大いに欲するところなれども、 女子上位にありて命令を下し、

るものは政治教学に従う。これ、まことに天の命ずるところなり。 この土にありては、女子はその筋骨生来柔弱にして、男子は堅強なり。 もしこれに反し、 堅強なるものは力役労働に就き、 女は力役に就き、

を執るときは、

これかえって天理に反するものなり。」

堅強なり。」 るの理なし。 児の義務を有するをもって、政治上の劇務に当たるべからず。」彼曰く、「体質柔弱なるも、思想必ずしも柔弱な ものと、学者にして政治に従事するものと、 ほど体質柔弱にして、 われ貴国の事情を知らざれば断じて言い難しといえども、 「女子は体質一般に柔弱なるをもって、 体質の堅強なるものほど知力に乏しきを見る。 いずれが体質、 思想もまた柔弱なるべし。かつ、女子は天然に懐妊、 筋骨強壮なるや。」曰く、「学者は柔弱にして農夫は 貴国にては、 この国の例に徴するに、 農夫にして田野に力耕する 思想に富めるも

前に課程をおうる習慣なれば、懐妊によりて毫も妨げあることなし。」 す。しかして女子の貴重の職務に就くは、たいてい八十歳以後なり。かつ、その学問修業のごときも、三十歳以 to のなれども、 「しからば脳力と体力とは一致せざること明らかなり。 懐妊の年齢はたいてい限りありて、この国にては三十歳より八十歳の間、 つぎに、 懐妊の義務のごときは女子の免るべ 五十年間を懐妊時期と からざる

んとす。今これをわが史上に比して考うるに、貴国はそのはじめ腕力社会より成り、 に知力の発達に相違あり。」彼曰く、「この国の男子はなにほど教育を施すも、女子に及ばざること遠し。 想像子曰く、 貴国は開闢以来今日に至るまで、男女の方向を誤りたるものならん。余はその風を野蛮の遺習なりといわ 「わが国土の女子は、 なにほど学問を修むるも活用の力に乏しく、これを男子に比するに、 今日なおその野蛮を脱せざ 大い

行わるると、 今日、女子を教育して知力の発達を見ざるがごときは、女子のただちにしかるにあらずして、社会に腕力主義の るもまた、 に立ちて女子を抑制するは自然の勢いにして、文明進歩し道理競争世に行わるるに至れば、女子国権を執るに至 るや明らかなり。およそ野蛮時代にありて腕力競争の盛んなるに当たりてや、男子のごとき筋骨の強きもの上位 理のしかるべきところなり。貴国にて男子政権を握るは、そのいまだ文明に至らざる実証なり。 古来数千百年間、女子を教育せざりし習慣あるとによる。」想像子曰く、「今より女子教育法を改良 何年の後にその知力をして男子の上に立たしむることを得べきや。」曰く、「これをわが国の経験に

考うるに、今日より少なくも百万年の後にあらん。」

幸のみならず、貴国一般の不幸なり。ああ、一朝の失策、万世の不幸をきたせり。戒めざるべけんや。」 今日に十倍してさかんなるに至るべし。しかるに、女子をして男子の下に立たしめたるは、ひとり女子一人の不 く、「その益はなはだ多し。貴国もし開国以来、政教の全権を女子に委するの習慣を用いたらんには、 を実行すれば、必ずこれに達する期あり。もし、今日にしてこれを実行せざれば、世界滅尽するもその期なかる べし。」想像子曰く、「女子をして政治、教育の全権を握らしむるときは、国家の上にいかなる利益あるや。」曰 想像子驚きて曰く、「歳月悠遠、企て及ぶべからず。」彼曰く、「歳月悠遠なりといえども、今日よりそのこと その国勢、

うにいたりては、ここに住するも、 だ余が願うところのものは、長寿を得るにあり。今、この国のごとき人寿わが国より長きも、 想像子この言を聞きて曰く、「余、いまだその言を信ずるあたわず。かつ、余は女子の下に立つを欲せず。 なんの望みあらんや。今はむしろ去りて、長寿国に遊ばん」と。 漸々短縮するとい すなわち、

婦人に拝謝してその国を辞す。

なれば、毎日寒暑の度たいてい同一なればなり。」

第四回 老人界に遊ぶ

や。」曰く、「この国の風習、老人を尊敬すること、君主のごとく天神のごとし。」「その政体はいかん。」曰く、 人中の老人、進みて帝王の位をふむ。ゆえに、帝王は全国中の最老の人なり。」「しからば、当代の帝王はその寿 国と異なるところあるを見る。その国名を問えば曰く、「これ尊老国なり。」「なにをもって尊老国と名づくる れば幾年となるや。 なにほどなるや。」曰く、「今日の齢、 老人政体なり。」「なにをか老人政体というや。」曰く、「老人にあらざれば、政府に就職することあたわず。老 女権国を辞してより空々漠々の間に逍遥して、また一大世界の中に入る。その国の風色、 四十万五百六十二日なり。」想像子曰く、「これ日数なり。これを年に変ず ややわが郷

に分かちて、春夏秋冬の名目を立つるなり。」彼曰く、「われ、はじめて解せり。貴国とわが国とは天界の位置を 異にするをもって、日数の算定法を異にするならん。この国には昼夜の循環あれども、 春夏秋冬の四季を合して一年とするこれなり。」「春夏秋冬とはなんぞや。」「寒暑一回循環する間の一 その地の人民、 年のなんたるを知らず。ゆえに、想像子に問いて曰く、「年とはなんぞや。」曰く、「年とは、 寒暑の変換なし。 時期を四季 なんと

昼夜の変換三百六十五回にして、寒暑一回変換す。ゆえに、一年は三百六十五日なり。」「しからば、 想像子曰く、「わが国土にては一年に一回、寒暑の変換あり。あたかも一日に一回、 昼夜の変換あるがごとし。 四十万五百

な四十万日以下なり。 六十二日を三百六十五日にて除算すれば、帝王の年齢、およそ一千九十八歳となるべし。」想像子驚きて曰く、 - なんぞそれ長寿なるや。」 曰く、「帝王は全国人民中の長寿第一なれば、四十万日以上なれども、 これを平均すれば、この国の人寿三十万日、すなわち八百二十歳くらいなるべし。古来の そのほかはみ

帝王中、長寿の冠たるもの五十一万七千五百三十三日、すなわち一千四百十八年なり。」

吏は、 長は一村中の長寿第一の者なり。ゆえに、これを村老と称す。郡長は各村老中の長寿第一の者にして、これを郡 人ありても、 員は少老中の寿第一の者これを補い、 の順序は、 大老は寿、 老と称し、 の諸老の階級に三等あり。大老、 想像子問う、「政府の組織いかん。」彼曰く、「この国には村長、 その数幾千万となくあれども、これ必ずしも一国中の長寿の順序によるにあらず。ただ、 老上の更代あるごとに、村老までの更代を引き起こすに至る。 老上欠くるときは、大老進みてその位につき、大老の座は中老中の寿第一の者これを占め、 帝王に次ぐものなり。帝王は老上と称す。中老は大老に次ぎ、少老は中老に次ぐものとす。 県長は各郡老中の長寿第一のものにして、これを県老と称す。 みな寿によりて席次を定むるなり。」 中老、 少老の欠員は県老中、 少老これなり。大老は一人、中老は二十五人、 寿第一の者これを補い、 郡長、県長、つぎに中央政府の官吏あり。 そのほか中央政府ならびに地方庁の官 県老の上には中央政府の諸老あり。 漸々相補いて村老に至る規 少老は百人を限りとす。 同役中にては幾 中老の欠 その叙任 村

よりて次第し、同時なれば分の前後によりて次第する故、席次を定むるに混雑を生ずることなし。 想像子曰く、「もし同年齢のもの数名あるときは、 何日何時何分までの時刻を定めて戸籍に登載する規則なれば、 V かにして席次を定むるや。」曰く、「この国にては、 同日出生のときには時 もし多人数一 の前後に 人の

その一離は、

曰く、「人に遇えば必ず、まずその寿を問うをもって礼とす。もし、 むるなり。」想像子問いて曰く、「もし、 所に会して、その中に同日同 1時同分の出生者を見るときは、 人と相会してその年齢を知らざるときは、 その席中の長寿第一のものの専断に任せて席次を定 他人その間に立ちて紹介するときは、その 11 かにしてしかるべきや。」

姓名とともに双方の寿を通ずるなり。」

ず。 に遇うも戸内に女子を見るも、その間に互いに談話揖礼するがごときは、 き場合は、絶えて見ざるところなり。 して女は下なり。 「母と子との関係はいかん。」曰く、「母はその子男子なれば、必ずその下に立ちてその命を奉ぜざるをえず。」 また問う、「男女の間にも長寿の順を用うるや。」曰く、「いな。 かつこの国の風習、男女はひとり階級を異にするのみならず全く交際を異にし、 ゆえに、 女中の長寿第一の者と男中の幼稚第一の者とを列するに、 ゆえに、男子は己の母と妻とのほかに女子に接することなく、 男と女とは全くその階級を異にし、 固く禁ずるところなり。」また問う、 男女同席に相会するがごと 女は男の下に立たるべから 途上に女子 男は上に

至れり。 権次第に収縮し男権ようやく拡張し、これと同時に男子の品行はじめて方正を得、 女の道徳大いに乱るるに至れり。 いて案ずるに、 今日にありて男女ともにその行の美なるは、全く両者の間に言語、交際を絶ちたるによる。 古代は多少女子に権力ありて、男女の間に交際ありしも、 しかるに、いったんその弊を矯正せんと欲して男女の交際を懸隔してより、 自然弊風のその間に起こるありて、 女子もまた貞節を全うするに 女

「男権あまり強に過ぐるがごとし。」彼曰く、「自然の勢いここに至りしなり。今これを歴史につ

想像子また問う、「この国の面積および人口いかん。」曰く、「人口大数五百億人、面積大約三百億方離

人の通常の歩行にて一時間に達し得べき距離なれば、 およそわが一里に当たる。「その開闢以来の 45

「三千万年余なり。」想像子これを聞きて、愕然として曰く、「その歴年といい、その面積といい、その人口とい 年数いかん。」曰く、「おおよそ一百億日と称す。つまびらかならず。」「これを年数に変ずればいかん。」曰く、 実に無数無涯なり。この無涯の土地、 この無数の人口を、一政府にて管轄するや。」曰く、「しかり。この世

界には、

ただ一大帝国あるのみ、

一大政府あるのみ。

実に必要のものならずや。」 日 が、 す。 のはなはだしきに至れり。 よく一政府にて総轄し得るや。」曰く、「この国は政府の権勢雷電より強く、帝王の威力天神より重きをもっ よくその下に無数の人民を圧伏し得るなり。これを圧伏鎮定するために、二億の兵隊と五千万の巡査を常置 これ全く国民鎮伏の器械なり。 人民常に動揺して国安を害せしをもって、これを圧抑せんとする勢い自然に政府の威権加わりて、 ゆえに、今日国家の平穏無事なるは、全く圧束抑制の功力なり。 しかれども、古代は帝王政府の威権、今日のごとくはなはだしからざりし 圧制も政治上には

命不死の境に達するの日あらんこと必然なり。貴国もし長寿国とならんと欲せば、まずよろしく老人尊崇の規則 身の術を尽くし、 が、政体、国風一変して老人尊崇の規則を制定してより、世の進むに従い人みな長寿を得んことを願い、 を制定すべし。 またその言に驚きて曰く、「長寿と国勢は余がともに欲するところなれども、 願わくは、 人寿次第に長じて今日のごときに至れり。今後、 長寿を得るの法を聞きて帰らん。」彼曰く、「この国も上古は人みな極めて短命なりし なおこの国風を永続するにおいては、 おもうに余が永住 将来長 摂生養 すべ

想像子問いて曰く、「今よりその規則を制定するときは、

幾年の後に千歳の長寿を得るに至らんや。」曰く、

でにして想像子、

途上一異人に遇う。その面貌老士に似たりといえども、身体矮小にして童子のごとし。

こと七十億日のいにしえなり。ゆえに、貴国は今より七十億日の後に至りて、 三十五年はすなわち、およそ一万二千七百八十日なり。」曰く、「この寿命はわが国の歴史に考うるに、 貴国にては当時、 寿命平均幾日なるや。」曰く、「昔日は人寿五十年と定めしも、 わが国と同一の寿を得るに至るべ 当時は三十五年くらい

難し。 知らず、 想像子これを聞きて、また大いに驚きて曰く、「その法は実に良法なりといえども、 かつ、 いずれの所にか極楽界あらん」と。別れを告げて去る。 われ老人の圧制を受くることを欲せず。 おもうに、 これいまだ余が願うところの極楽界にあらず。 わが世界に実行すること

し。七十億日はすなわち大数二千万年なり。」

第五回 理学界に遊ぶ

ば、人、鯨船に乗じて波上を走るを見る。 に、広大宏壮の建築あり器械あり。そのなんの用たるを知らずといえども、実に一目して異境なるを知る。 るものなり。 のなり。 類するを見、くだりてその地にとどまる。仰ぎて天をみれば、人、鷲車に駕して空中を飛び、俯して海をのぞめ あたかも軽気球に駕するがごとし。鯨船は船を大鯨の尾につなぎ、これをしてその船を波上に引かしむ 老人国を去り、東飛西揚して極楽界を天界中に探る。はるかにこれを望むに、一星のその状態仙境に あたかも汽船に乗ずるがごとし。 鷲車は車を群鷲の背に作り、これをしてその車を空中に負わしむるも 顧みて四面をみれば、 高山の絶頂、巨沢の深底、 大湖の中央等

た

ŋ 理学世界なり。」あえて問う、「この世界の政体いかん。」曰く、「この地政府なし、 頭部 小学は の闊大にして常人の比にあらざるを見る。 一村一町の教育のほかに政務を管理し、 いかにして人民を統御するや。」曰く、 「政府の代わりに学校の組織あり。 まず帽を脱して、「この地は何国なるや」を問う。 中学は 郡一県の教育政治を主宰し、 あに政体あらんや。」「政府 小学、 大学は 中学、 玉 大学これな 異人曰く、 天下の教

育政治を統轄し、

教官は職員を兼ね、

職員は教官を兼ね、

政治教育一致の主義をとるものなり。

n その業をおうるときは、 また一千日なり。これを上下両級に分かち、 組 織なり。 普通科は課程五百日、 えて問う、「その政教の組織いかん。」曰く、「学校のほかに政府なきをもって、学校の組織すなわち政教の 小学は下等の教育を施す所にして、 各一千日とす。 その課程一千日とし、 大学は専門普通、 中学は普通教育を施す所にして、 専門高等、 その課程

長は大学老にして、大学老は一名をもって限りとす。これを学上と尊称し、すなわちこの国土の君主なり。学上 りて就職することを許す。 は、 門普通卒業の者は汎士の位を得、 老は明士 上位に汎士、 学位のほかに学官の制あり。 お 0 お に限り、 のこれ 深土、 学長は深士以上、 を大中 明士の三級あり。 小の三級に分かつ。大学老、 課程に応じて学位を得るなり。学位に上下の二等あり。下位に進士、 学員は学位の有無に関せず就職することを得。 高等科は一千日、実地科はまた一千日、総じて二千五百日とす。修学者ここに入りて 学官に四等あり、学老、学長、学頭、学員これなり。 専門高等卒業の者は深士の位を得、 学頭中、 中学下級卒業の者は進士の位を得、 大学頭は汎士以上、 中学老、 小学老の類これなり。 中学頭は通士以上、 専門実地卒業の者は明士の位を得るなり。 ただし、小学卒業以上なり。 中学上級卒業の者は通士の位 小学頭は進士以上の人に限 これを学位に配するに、 学老、 専門実地の三科に分か 学長、 通士の二級あり、 学頭 学官の総 を得、 の三 学

0 学長および学老に限り、大学校長はすなわち大学老なり。しかして、 任なり。中学の教員は大学頭および学長の任にして、中学校長は大学長もしくは小学老の任なり。 候補者は中学老にして、中学老は学上を選挙し、また学上に選挙せらるるの両権を有す。 教員はすなわち事務を兼任し、校長はすなわち事務長なり。」 大学老はその会長なり。 これまた選挙、 被選挙の両権を有す。 小学の教員は学員および学頭の任にして、 学長、 学頭の叙任は学老の会議によりて決す。 教官のほかに別に職員、 小学校長は学頭もしくは小学長 小学老は中学老の候 事務員なきをもっ 大学の教員は

中の にては理学中 あらんや。ゆえに、大学も中学も小学もただ理学科あるのみ。小学にては理学一般に関する大意を教授し、中学 を得るなり。」また問う、「しからば、女子の教育法も男子と同一なるや。」曰く、「もとよりしかり。 さらにその別を立てず。教員はもちろん、校長、大学老たりともその資格に合すれば、男子同様に就職すること と同じく小学より中学、 想像子問いて曰く、「女子も教員に加わることを得るや。」曰く、「この国の風習にては男女同等同 一の一部、 一部もしくは音学中の一部を教授し、実地科にてはまたその一部中の一部を実修するの学制なり。 文学科、 すなわち光学もしくは音楽もしくは電学の一部全体に関する普通を教授し、 の一学、 理学科等より成るか。」曰く、「この国には政府なし、あに法律あらんや。 例えば物理学のごとき一学科全体にわたる普通を教授し、 大学に漸進し、 その得るところの学位も男子と同一なり。」また問う、「大学専門科は法 専門普通科にては、 専門高等科にては光学 法律なし、 あに法学科 女子は男子 例えば物理

なることを知らざるべからず。人民みな学者なれば、無学社会の人民のごとき俗事の争論、 想像子曰く、「もし法律なきときは、いかにして人民の訴訟を裁判するや。」曰く、「この国の人民はみな学者 訴訟等あることな

則に照らして是非の判決を与うるのみ。さきに述べたるこの国の政治とは、この学理上の争論を判定し、 し。ただ、その争論は学理上の争論にして、訴訟は学理上の訴訟なり。ゆえにこれを裁判するには、学理上の天

解釈するをいうなり。決して無学世界の政治と同一視すべからず。」

ば、この国にては罪人、悪徒なきか。」曰く、「人民みな学理に明らかにして是非善悪を弁別し、また悪を去りて 善につく意力あるをもって、決して罪悪に陥ることなし。」 き人為の法律なし。ただ、学科の制度のごとき学事に関することは、衆議に付して定むることあり。」「しから 「しからば、この国にては天然の法則のほかに、別に一種の人為法なきか。」曰く、「無学世界に用うるがごと

界の中学以上の学者なることを知らざるべからず。」 がらこれを有するをもって、別に学校において教訓するを要せず。ゆえにこの国の人民は、生まれながら無学世 上に位するものなり。かつ、是非善悪を弁別するがごとき知力は、父祖数万世間の遺伝によりて、人々生まれな るまでことごとく博学なりというべからず。しかれども、その小学の課程を無学世界の課程に比するに、大学以 にては、人たるもの必ず学科を卒業するを要するも、中学、大学に入るは人々の好みに任すれば、下等人民に至 また問う、「しからば、この国の人民は下等に至るまで、みなことごとく博学なるか。」曰く、「この国の学制

によることを発見し、無学世界を変じて有学世界になさんとする議起こり、第一に学制を変更して一般の教育を 分かち、 また問う、「この国は建国以来、 騒乱あり、 古代を無学世界といい、近代を有学世界という。 革命あり、罪人あり、悪徒ありしが、種々経験の末、はじめて世の治まらざるは人の学理に暗き 政府なく法律なく訴訟なきか。」曰く、「この国の歴史は古代、中代、 無学世界のときには、 政府あり、 法律あり、 訴訟あ 近代に

想像子これを聞きて、愕然仰嘆して一語なかりき。

そのものを廃するに至れり。この議の初めて起こりしより、全く政府を廃するに至るまでの間を中代と称す。す 策励し、第二に学者を尊崇して上位に置く国風を養成し、次第に進みて法律を寛にし政治を簡にし、ついに政府 でに政府を廃してより今日に至るまで数百世を経たりといえども、 国内一日の不寧なく一人の悪徒なく、 誠に平

穏無事、

安楽幸福の天界なり。

ああ、これ学問奨励の結果にあらずしてなんぞや。」

ときに想像子の驚き一方ならず。 はおよそ一億三千九百万年、 を一年として算するときは、 十六世、合計八百八十七世なり。」また問う、「幾年をもって一世とするや。」曰く、「この国の風習にて、 巡とし、百日を一周とし、 あえて問う、「古代、 億日の一億倍すなわち一兆日を劫とし、一兆日の一兆倍これを宙とす」また問う、「もし、 中代、近代の年歴いかん。」曰く、「古代は五百八世、中代は百二十三世、近代は二百五 中代はおよそ三千四百万年、近代はおよそ七千万年、合計大数二億四千万年なり。」 一世は幾年に当たるや。」曰く、「およそ二十七万四千年に当たる。しからば、 百日の百倍すなわち一万日を一期とし、一万日の一万倍すなわち一億日を一世と 三百六十五日 十日を 古代

界の 植物世界は百劫と臆定すれども、 と称す。その前を無史世界という。無史世界の間を推測して、およそ五万世と定む。これ人類世界なり。 彼これを見て曰く、「子、驚くことなかれ。これ実に短歳月なり。 前に動物世界あり、 けだし、 無劫の劫、 動物世界の前に植物世界あり、 その実年月、 無宙の宙、 無限無始ならん。」 永遠に知るべからず。 植物世界の前に物質世界あり。 古代、 物質世界はその久しき、 中代、 近代、これを総じて有史世界 動物世界はおよそ 幾劫、 幾宙の間な 人類世 一劫、

しばらくありて曰く、「あえて問う、国土の大いかん。」曰

く、「この国は人の昼夜兼行して達し得べき距離を一程と称し、一程四方を一方と称し、百方を一広と称し、一

介類あり、そのほか草木土石、山川日月、森羅の諸象目前に充満す。我人、日夜これと交わりこれと遊ぶ。これ 万広を一大と称し、一億大を一極と称す。すなわち、この国土は二十三万五千極ありという。 無涯の極なり。これに住する人類はわずかに一万億に満たずといえども、 わが同類なり。もしその同類を合算すれば、その類幾億万あるを知らず。実に無数の数、無量の量なり。」 陸には飛鳥走獣あり、 水には鱗属

想像子嘆じて曰く、「幸いなるかな、この国の人民や。永遠無限の世界に生まれ、広大無辺の土地に住

福に生涯を渡る。 数の生物と交わり、 永住せんとす。 の極楽界なり。 余、 あえて問う、『この地の寿命平均幾年なるや』。」曰く、「この地は一期をもって人寿とす。 宇宙際涯なしといえども、いずれの所にかかくのごとき楽土あらんや。これ、まことにこの世 かくのごとき世界に遊ばんことを願うや久し。今にして、はじめてここに至る。 無量の諸象に接し、政府なく法律なく、悪徒なく騒乱なく、平穏無事に歳月を送り、 まさに ほとん 安楽幸

この地に倍せり。」彼問いて曰く、「貴国は人寿幾日なるや。」曰く、「五十年すなわち一万八千二百五十日なり。」 想像子、またその短命に驚きて曰く、「わが郷国はかくのごとく久遠広大ならずといえども、人寿はほとんど

ど長短なし。

一期はすなわち一万日にして、およそ二十七年半なり。」

「人みな五十年の寿を得るや。」曰く、「あるいは一年にして死し、 あるいは十年にして死し、 あるい

彼また曰く、「貴国の人は昼夜の別なく働作するか。」曰く、「いな。夜は眠息に就き、昼は職業に就く。」また問 るいは三十にして死するものあるも、その平均数三十五年にくだらず、この地の人寿より多きこと七年半なり。」

「貴国の人は幾歳にして一個の成人となるや。」曰く、「平均十五歳なり。」また問う、「天災、病患によりて

実に無辺の大な

死するものありや。」曰く、「その数はなはだ多し。」

長短あるは、 きを得るに至れば、人みなその寿を全うせざるべからず。これ、今日この国の実況なり。 の国には、 これを聞きて曰く、「貴国の人寿とわが国の人寿をくらぶるときは、 人寿に長短なきことを知らざるべからず。古代にありては著しき長短ありしといえども、 理学のいまだ進歩せざりしによる。 理学進歩して寒暖晴雨、 衣食住みな、 貴国の方すこぶる短命なり。 その度に適しそのよろし けだしその まずこ

り、 生養身に注意し、 0 るべからず。 る壮大を極め、 きときは冷空器を用いて気候を調節し、)病根を絶つに至れり。以上は器械上の進歩よりきたるところのものなり。これに伴いて人の知力の発達より摂 この国にては、 身体の内部いずれの所なりとも外科の治療の及ばざる所なきに至り、 地震には防震器、 実に照闇灯、暖天器、冷空器、 これに加うるに医学また進歩し、 中代以上の人の夢にも知らざるところのものなり。これ、 病を未発に防ぎ、 日暮るれば照闇灯を空中に点じて白昼と異ならず、寒きときは暖天器を用いて大気を温 雷電には排電器を用うるをもって、昼夜寒暖の別なく、 飲食、 雨その度に過ぐれば払雲器を用い、 払雲器、 働作の適度を失わざることを得るに至れり。 近代の初世までは内外両科の別ありしも、 抜風器、 防震器、排電器は近代の大発明にして、 全く世間に不治の病なく、 全く理学進歩の結果なることを喜ばざ 風はなはだしきときは抜風 烈風暴雨の恐れなく、 今日は外科のみとな その器械た 天災地変の ほとんど人 器を用 暑

なり。人寿一万日なれば、あるいは一万十日にして死し、 これをもって、 三十日の長短あるも、 人はみなその天然に受くるところの命寿を全うして死す。これ、この国に人寿の長短なきゆえ その差五百日に出ずることなし。かつ、この国の人民は昼夜働作し、毎夜睡眠に就 あるいは九千九百八十日にして死するがごとき

り二日に一眠、三日に一眠、五日に一眠と次第にその度数を減じて進むときは、数世の後に千日に一眠、 b とること通則なりしが、 ち百日に 眠にて足るに至るべし。 ゆえに、 数世の後には百日に一食、千日に一食にて生を支うるに足るに至るべし。 毎日飲食することなきを知らざるべからず。近代の初世にありては、 一食、 一日に一食、 一期間 期すなわち万日に一眠の割合にて足るに至れり。 学理の進歩より、 !の眠はすなわち死にして、この国の人民は一生涯に眠息することなきなり。 近代の初世よりこの説に従いて漸減法を用い、二百余世を経て今日に至り、 二日に一食、 三日に一食と次第に度数を減ずるときは、 かくのごとき規則は全く習慣より生じたることを知り、 しかるに、 眠は 毎夜眠りに就き、 眠息もまたしかり。 身体の構造機能もこれに従 時の死なり、 これより漸々 毎日三回食を これ 死は永久の を一生 万日に これよ 周すな

H 学に入り、 居するは四千日間すなわち十一年間なり。そのうち、生まれて一千日以内を幼児と呼び、一千日以上二千日以内 そのほ のときなり。六千日に至りて結婚するを一般の規則とす。六千日はすなわち十六年半に当たる。 かこの地の人民は、 二千日にして中学に入り、 二千日以上を成人と呼ぶ。 その発達の非常に速やかなることを知らざるべからず。 三千日にして大学に入り、その全三科をことごとく卒業するは満五千五 すなわち小学卒業すれば、 思量分別を有する一個の成年となるなり。 生まれて満 ともに夫婦同 千日にして小 無眠の世界という。我人はまさしくこの無眠世界にあるものなり。

この二十年間の一半は眠息に費やすをもって死すると同様なれば、生活の間はわずかに十年の短歳月に過ぎず。

十五歳以下はいまだ思量分別を有せざる未成人なれば、成人以後の一生はわずかに二十年間

いずれが長寿なるや容易に判知すべ

し

貴国は三十五年を定

寿とするも、

以上述ぶるところ、これを貴国の上に考うるに、

しむるにあるのみ。」

くとも生活時間の一半を費やすこと必せり。しかるときは、一生涯働作の時間は、 その十年間に、あるいは飲食し、 あるいは病臥して休息をとるとするときは、その休息の時間を察するに、少な 十年の一半すなわち五年に過

ぎず。実に短歳月中の短歳月といわざるべからず。

り。 n 度数は九十回にして、これを仮に三十回の時間は一日に相当するものと定めて算するときは、 み。かつ、生まれて一千日を経れば成人となるをもって、成人以後の生涯は九千日なり。その九千日間の食事の これに反してわが国は二十七年半の定寿なれども、 この国の人寿は貴国の五倍なることを。いずくんぞこれを短寿といいて斥するを得んや。」 この国の一生涯働作の時間なり。これを貴国の五年間の生涯に比すれば、まさしく五倍なり。 これを九千日より減ずるときは、八千九百九十七日となる。その日数はすなわち二十四年半余に当たる。 その間眠息なく病臥なく、ただ百日に一回食事をとるの 九十回は三日な ゆえに知るべ

覚の時 に、 理学なにほど進歩するも、人をして不死ならしむることあたわざるか。」彼曰く、「もし不死を願わば、 まれざるにしかず。いやしくも生まるれば必ず死ある。これ天の数なり。人力のよく動かすべきにあらず。 ころは、 想像子曰く、「この論には余も感服の至り、一言のくちばしをいるるべきところなし。 理学なにほど進歩するも、 間を減じて知覚の時間を増し、不快の心象を去りて愉快の心象を与え、人をしてことごとく天寿を全うせ 長寿不死の国に遊ばんとするにあり。この国の人寿はわが人寿に五倍すというも、 不死の世界を作ることあたわず。 ただ、 理学の進歩は天災を防ぎ病患を除き、 しかれども余が願うと 長寿不死にあらず。 むしろ生 ゆえ 不

想像子曰く、「しからば、余はこの国に永住するの念を絶ちて、早く故国に帰らん」と。一別を告げて去る。

第六回 哲学界に遊ぶ

ず。遠くこれを望むに、影のごとく気のごとし。近くこれをみるに、尊容巍々として凡人にあらず。まことに天 らず。 上界の仙士の相 として浮かびけるに、たちまち一仙士の忽然として空中に出現するを見る。そのいずれの所より来たりしを知ら の人に告げん。しかれども、天界広く大なり。行かんと欲するも行く所を知らず、去らんと欲するも去る所を知 不死の国あるべし。 想像子、理学界を去りて故国に帰らんとするも、故国はいずれの辺りにあるを知らず。 鵬天に逍遥して雲路に迷い、無限の時間にかかり無涯の空間に動き、蒼々茫々の間に翩々として舞い飄々 余、あにむなしく故国に帰ることをせんや。願わくは不死の国に一遊して、その事情を郷国 かつ思うに、 天界必ず

界なり、不死人はすなわちわれなり。」想像子曰く、「これ天空なり、国土にあらず。いずくんぞこれを不死国と しや。」想像子曰く、「余、不死国を探らんがためにここに来たれるなり。」仙士曰く、「不死国はすなわちこの天 いうを得んや。」 すでにして仙士、 想像子に向かいて問いて曰く、「汝、なんのために、 この無限の限、 無涯の涯 の間 に来たり

国土なきをもって国土とす。これ、不死国の不死国たるゆえんなり。もし、不死国にして一定の方位あり一定の もって国とし、万界をもって家とし、空間をもって礎とし、 曰く、「不死国は一定の国土なく一定の方位なく、上下にわたりて際涯なく、古今を貫きて窮極なく、 時間をもって柱とし、方位なきをもって方位とし、 宇宙を

生死を免れず。これ実に宇宙の大法なり。今、 土あれば必ず盛衰存亡の変化あり。 国土あるときは、これ死国なり。 死国は必ず一定の方位あり。一定の方位あれば必ず一 国土にして存亡あり、 わが国の一定の方位なきは、 社会にして盛衰あるときは、 すなわちその不死国たるゆえんな その人民また、 定の国土あり、 定の国

有とすればすなわち公有なり。 はみな宇宙をもって財産とす。あに私有公有の別あらんや。もし、これを私有とすればすなわち私有、これを公 不死国の社会には貴賤の等なく貧富の別なし。」また問う、「財産に私有公有の別ありや。」曰く、「この界の人民 不死国の知るところにあらず。」また問う、「社会に貴賤貧富の等差ありや。」曰く、「これまた死国 あえて問う、「この不死国には政府あり法律ありや。」曰く、「国土にして政府、 法律等あるは、 死国 の事情なり。

せず。 りや。」曰く、「この世界は人寿不死なれば、老少の別なく、また男女の別なし。」また問う、「なにをもって男女 万理に通じ諸法に明らかに、 の別なきや。」曰く、「世に男女の別あるは、 また問う、「この界には学校教育の設ありや。」曰く、「この界の人民は教育を受けず学問を修めざるも、 子孫の生殖を要せざるときは、 知徳円満完備せるをもって、学校の設あることなし。」また問う、「男女老少の別あ 男女なんの用あらんや。」 人に死あるによる。人もし死なきときは、子孫を生殖することを要 自ら

よる。 食ありや。」曰く、「眠なく食なし。」「なにをもって、よく生活するや。」曰く、「人に眠食を要するは形体あるに また問う、「この地に昼夜寒暖の別ありや。」曰く、「昼夜なく寒暖なく、四時歳月の別なし。」また問う、「眠 この界の人民形体なし、あに眠食あらんや。」「しかるに形体なきものを、 われ今見ることを得るはなんぞ

や。」曰く、「形体なきものは肉眼をもって見るべからず。 しかれども心眼をもってみるべし。子は今、 心眼をも

こてみるなり

かれども、 また問う、「この世界には快楽苦痛の感覚ありや。」曰く、「すでに形体なし、あに感覚上の苦楽あらんや。し この世界は無形世界なり、精神世界なり。病魔もおかすべからず、天災も近づくべからず。」 精神あるをもって精神上の歓楽あり。」「天災病患の有無いかん。」曰く、「天災病患あるは有形世界の

ば、 n て、 流れて精神中に入り、 して起こるところのものにして、その実苦痛なり。その実苦痛なるも、これを苦痛の苦痛に対比すれば歓楽な く有形世界の歓楽と異なることを知らざるべからず。有形世界の歓楽は形体上精神上の別なく、 曰く、「精神上に病患苦痛あるは有形世界の事情にして、有形世界にありては、形体上生ずるところの病患苦痛 なきや。」曰く、「形体上の病患なきときは、決して精神上の病患あるべからず。」「なにをもってこれを言うや。」 を絶対の歓楽とす。 想像子、ときに疑いを起こして曰く、「形体上の病患なきも、精神上の病患あるべし。果たして精神上の病患 ゆえに、 精神いったんその形体を離るるときは、 かえって精神の病患を起こすことあり。しかれども、その病患苦痛はみな形体の関係より生ずるものなれ この種の苦楽を相対の苦楽という。今、わが精神世界の歓楽はこれに対する苦痛なきをもって、こ 苦楽を離れて存する楽なり。これ真の歓楽なればこれを一名真楽といい、これに対して相対 精神上の病患苦痛を醸し、またその精神は形体と連結するをもって形体を保存せんと欲し ゆえにその楽は、 形体より生ずる楽にあらず、 あにまた病患苦痛あらんや。 形体を離れて存する楽なり、 かつ、 わがいわゆる精神の歓楽は、 みな苦痛 苦痛に対して に対比

の楽を仮楽というなり。」

無形界は絶対の楽界なり。

しかれども、

その真味実情は絶対の楽界に入るにあらざれば、

11

ずくんぞ知

よろしく有形界を脱離してこの界の部類に入るべし。」

ることを得んや。

もし汝、

絶対の楽味を知らんと欲せば、

これを単に歓楽というを得んや。 想像子曰く、「余、ここに一点の疑いあり。 精神界にもまた苦楽の別ありといわざるべからず。 もしこれを歓楽とするときは、 歓楽すでに絶対に達すれば、 絶対の苦痛またなかるべからず。 不苦不楽ならざるべからず。 絶対の歓楽あ なんぞ

楽は と同時に、 仮に相対的歓楽の語を用うるなり。 りといえども、 そもそも精神世界の歓楽は実に不苦不楽にして、 世界というは、 り絶対の苦痛ありとするときは、 とあたわざれば、 0 かも月夜に樹影を認めて明闇を判ずるがごとし。その明は真の明にあらず、一朝太陽の天に現ずるに至らば、 明もまた闇なるを知るべし。 を示すあたわざるや明らかなり。 曰く、「その言、 有形界の歓楽と同一 からず。 有形世界の歓楽は真の歓楽にあらずして、苦楽相対して仮に楽を現すことを記せざるべからず。 かつそれ有形界は苦も苦なり楽も苦なれば、これを絶対の苦界というも可ならんか。これに対する 有形世界にありていまだその楽情を知らざるものにいたりては、これを知るに由なし。 有形世界の形容に過ぎず。その形容をかりたるゆえんは、 日光のごときは彼らの想像の遠く及ぶところにあらず。 誠にしかり。 の比にあらず。 しかれども夜中に生長したるものは、 精神世界は歓楽の世界にあらず、不苦不楽の世界なり。 しかれども、 なお、生来の盲者には色の真情を告ぐることあたわざるがごとし。 ゆえに、これを歓楽というも、 その語たるや有形界の語にして、 有形世界の歓楽の比にあらず。 その明のほかに別に明なきの見を脱するこ 歓楽全くその種を異にすることを知らざ 有形世界の人に示さんと欲してなり。 精神界もこれと同一 その味、 精神界の不苦不楽の実情の万 遠く言語想像の外にあ しかるにこれを歓楽の 理にして、 ゆえに、 またこれ その歓 あた そ

ず。 て苦海の水を飲み、 同じく宇宙の間に生じ、同じく万界の上に長じ、限りなき時間にかかり、 なり。ああ、 服の苦あり、 絶対的歓楽あることを知らざりしによる。余、 にては女子の圧制あり、 てこの界に至れり。 は商法界に遊び、第三回には女子界に遊び、第四回には老人界に遊び、第五回には理学界に遊び、 今日までその目的を達することあたわざりしは、 の世界を知らずして、迷いて今日に至れり。 して来生せんと欲せし世界なり。 Ĺ ときに想像子、仰ぎて驚き、俯して嘆じて曰く、「これ、真に無比の極楽界なり、 共和界も商法界も女子界も老人界も理学界も、 昼夜なく、 かるにひとりこの界に至りては、 世間この楽土あることを知らずして、苦中に出没し、迷裏に浮沈するもの多し。 あるいは妻子の苦あり、 なるかな、 共和界にてはいまだ政府の圧制を免れず、 四時なく、 生恍々として楽園の花を見ず。 老人界にては老人の圧制あり、 余が一生、 生死なく、 ああ、この土は余が長く渇望して永住せんと欲せし国土なり。 あるいは病患の苦あり、 今この楽土に遊ぶことを得たり。 衣食を要せず、 なんぞ早くここに来たらざりしや。ああ、 政府なく、 ひとたび郷国を去りてより、 有形界のほかに無形界あることを知らず、 あるいは刑罰の苦あり、 天下みなしかり、 法律なく、 理学界にては学者の圧制あり。 住居を要せず、 商法界にてはいまだ運命の圧制を免れず、女子界 あるいは生死の苦あり。これ、なんぞ歓楽の界な 騒乱なく、 なんぞそれ、迷うことのはなはだしき この好機失うべからず。 かぎりなき空間に動き、 教育を要せず、実に最楽自在の天界 あるいは貧賤の苦あり、 第一回には共和界に遊び、 財産なく、妻子なく、 最上の自由境なり。 これみな自由の境 この界は余は久しく祈願 相対的歓楽のほ 誠に哀れむべし。 しかして、 終身汲々とし 第六回に初め 余 病患なく、 あるい 願わくは 第二回に にあら 余が は衣 かに

ここに永住せん。」これを仙士にはかる。

眉光に接することを得たる、

きはいかん。」曰く、「汝にはいまだ、この界に住する因縁熟せざればなり。」「いかにしてその因縁熟すべきや。」 その眼によりてみるときは、過去、未来、八方、上下を貫きて知ることを得べし。」想像子曰く、「余にその眼な 曰く、「有形界にありて、よくその義務を全うし、しかして後ここに至るべきなり。」「その義務とはいかん。」 仙士曰く、「われ、 いかにしてこれを知るや。」曰く、「われに智眼あり。この界に住するものは、みなこの智眼を有す。 汝のいずれの国土よりここに来たりしを知る。 汝は地球上の人民なり。」想像子驚きて曰

父母あれば父母に対する義務あり、妻子あれば妻子に対する義務あり、朋友あれば朋友の義務あり、社会あれば を尽くし、再びこの界に来たらんこと、 務あり。この義務を全うして、はじめて精神世界の永楽を占領すべし。 社会の義務あり、 にありしことあり。」 曰く、「有形界の義務なり。上に政府あれば政府に対する義務あり、 国家の義務あり、祖先の義務あり、万物の義務あり、 われが深く望むところなり。汝、 君主あれば君主に対する義務あり、 天地の義務あり、 汝ひとたび本土に帰りて、早くその義務 われを知るや。 自己の身体に対する義 われも一時、汝の本土 内に

見てその智に感じ、他生にありてひとたびその光を拝せんことを望むや久し。今にしてその面前にひざまずき、 計らん、その体わが本土の釈迦牟尼仏なるを。余、本土にありて久しくその名を聞きてその徳を慕い、その書を 迦牟尼なり。」想像子、驚くことはなはだし。 想像子これを聞きて、信ぜずして曰く、「士はその名をなんというや。」曰く、「われはインド国に降誕 しかして曰く、「余はただ天上界の一仙士なりと信ぜしに、 なんぞ せし釈

仰ぎて尊容を拝するに、 忽然、 仏の両側に三聖人ありて現立するを見る。問いて曰く、「これみな仏の分身な

なんの喜びかこれにしかん。」

りや。」曰く、「わが左に現ぜしはシナ国の孔夫子なり、 わが右に現ぜしは、その一はギリシア国の老儒ソクラテ

ス、その一はドイツ国の碩学カントなり。」

し。」三拝九拝して去らんとせしに る好縁によりてここに相面することを得たるや、実に余が畢生の幸いなり。なんの栄かこれにしかん。 れの日に死するもまた余念を残さず。 想像子、歓喜満身にあふれ、仰嘆敬服して曰く、「これ、まさしく余が年来、尊崇欽慕せる四聖なり。 請う、速やかに本土に帰りて人生の義務を全うし、 再びこの界に来たるべ V いず かな

り。 請う、われに代わりて衆に告げよ。 やしくも涅槃界に生ぜんとする志あるものは、勇猛精進を守り、決して懈怠すべからず。汝もし本土に帰らば、 あることを示したるに、その後の衆生、 釈迦牟尼曰く、「われ、汝に依嘱することあり。われ、かつて汝の本土にありて法を説き、不生不滅の涅槃界 これ、いわゆる因なくして果を求むるもの。いずくんぞその目的を達するを得んや。 しかれども、 その苦はすなわち楽界に達する道なり。請う、汝記せよ、苦は楽岸に達する船なることを。 生死の義務を尽くさずして、ただちに涅槃界に至らんことを願うものあ 実に汝の世界は苦界な

義道徳の大本を説きしが、その後、人民私利に走り小欲に汲々として、大道を忘るるに至れり。これ、 孔夫子もまた曰く、「われ、汝の本土にありしとき、世道人心の治まらざるを見て、修身斉家の道を講じ、仁 必ず道徳の家に入るべし。 汝、 わがために記憶せよ、 汝、 もしその土に帰らば、 道徳の家には幸福の園池あることを。人、もし幸福の園池に遊ばんと欲 必ずわれに代わりて、この言を衆人に伝えよ。 実に道徳

瑣夫子〔ソクラテス〕また曰く、「われ、汝の世界にありしとき、時弊を矯生せんと欲し、知徳の本体を明らか

にして、これを研脩するの必要を説けり。汝、よろしくわがためにその道を広むべし。」 韓夫子〔カント〕、終わりに一言して曰く、「われ、世の学者の論みな一方に偏する弊あるを見て、

これを総合

対照し、中正完全の哲学を起こせり。汝、よろしくわが志を継ぎて、今日の学弊を矯正すべし。」

その紅を失し、四壁蕭然、身は依然として一小室の内にあり。想像子、なお半覚半夢の間にありて、 尽くすところあるべし」と言い終わりて、仰ぎてこれをみれば、 もまた消失したるがごとく覚えて目を開けば、孤灯影暗くして、 想像子、一跪一拝して曰く、「余、不肖あえてその責に当たるあたわずといえども、余が力の許す限り、 その光まさに眠らんとするを見る。 四聖の尊容忽然として消失せり。 想像子、 そのいずれ 炉火もまた 自ら 必ず

すれば、 すでにして水声の戸外にかかるを聞き、 まさに一時を報ぜんとす。 はじめて山間の客舎にありて除夕を送ることを知る。 起きて時計を検 の所なるを知らず。

ああ、二時間の久しき、想像子の遊びは知らず、果たして夢中の空想か想中の虚夢なるか。